

## 介護予防支援利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と社会福祉法人寿敬会 居宅介護支援事業所バイオレット（以下「乙」という。）は、乙の行う介護予防支援の利用について、次のとおり契約する。

### （総則）

第1条 乙は、介護保険法（平成9年法律第123号）及びその関係法令並びにこの契約書に定めるところに従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、甲に対し、適切な介護予防サービス・支援計画書を作成し、当該計画に従った適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関との連絡調整その他の便宜を甲に提供するものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 前項に定める期間中に、甲からの契約終了の申し出がない場合は、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

3 契約期間中に甲の計画が変更され、介護予防ケアマネジメントとなった場合は、介護予防支援の対象外となるため、甲が介護予防ケアマネジメントの対象となっている期間は契約を一時中止し、甲の住所地管轄の地域包括支援センターとの契約に移行となり、再び介護予防支援に変更された際は契約を再開するものとする。

### （担当者の選任）

第3条 乙は、介護予防支援に関する業務を行うための担当者を、乙に属する介護支援専門員のうちから選任するものとする。

2 乙は、乙の都合により担当職員を変更しようとするときは、甲と協議するものとする。

### （介護予防サービス・支援計画の作成）

第4条 乙は、次に掲げる手順に従い、介護予防サービス・支援計画（以下「ケアプラン」という。）を担当職員に作成させるものとする。

（1）甲についてのアセスメント（甲の生活機能及び健康状態並びにその置かれている環境、甲及びその家族の要望等を確認し、現に抱える問題点の特定及び解決すべき課題の把握をすることをいう。以下同じ。）の実施

（2）ケアプラン原案の作成

（3）ケアプラン原案の甲又は甲の家族への説明

（4）ケアプランの甲への交付

（モニタリング及び評価）

第5条 乙は、ケアプランの作成後、次に定める業務を担当職員に行わせる。

（1）甲についての継続的なアセスメントを含むケアプランの実施状況の把握

（2）ケアプランの目標の達成状況についての評価

2 乙は、必要と認めるときは、サービス事業者との連絡調整等を行うものとする。

(ケアプランの変更)

第6条 甲がケアプランの変更を希望し、又は乙がケアプランの変更が必要と認めるときは、乙は、甲乙協議の上、ケアプランを変更するものとする。

2 変更の結果、甲が介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行する場合においては、乙は甲の住所地管轄の地域包括支援センターと連絡を取り合い、甲が遗漏なく円滑にサービスを利用することができるようとする。

(記録作成・交付の義務等)

第7条 乙は、介護予防支援に関する記録を作成することとし、和歌山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第4条に基づき、当該サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定により作成し、又は保管する記録を閲覧し、又はその写しの交付を受けることができるものとする。この場合における当該写しの作成に係る費用は、甲が負担しなければならない。

(費用の負担)

第8条 乙は、この契約による介護予防支援に要する費用を甲の加入する介護保険の保険者に請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約により通常支援を行う地域以外の地域において乙が介護予防支援を行うことがこの契約の目的を達成するために必要となった場合における当該交通費その他の費用は、甲の負担とする。

(契約の終了)

第9条 次のいずれかに該当することとなったときは、この契約は終了する。

- (1) 甲が死亡したとき。
- (2) 甲の要介護・要支援認定区分が「非該当」、又は「要介護」と判定されたとき。
- (3) 乙が指定介護予防支援事業所として指定を受けている市町村以外に甲が転居したとき。

(甲の解除権)

第10条 甲は、この契約の有効期間中、この契約を解除することができるものとする。この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに乙に通知するものとする。

2 甲は、次の各号に乙が該当する場合には、直ちに契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、正当な理由なく、介護保険法令及びその関係法令並びにこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
- (2) 乙が第12条に定める守秘義務に違反したとき。
- (3) 乙が故意又は過失により甲及び甲の家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲が以下の事項に該当する場合、この契約を解除することができるものとす

る。また、以下の事項に該当する事案が特に重大であると乙が判断した場合には、即時にこの契約を解除することができるものとする。

(1) 指定介護予防支援の提供にあたり、甲が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。

(2) 甲が故意又は重大な過失により乙若しくは乙が使用する者の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不诚信行為、不法行為等を行うことなどによってこの契約を継続しがたい事情を生じさせ、乙の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、この契約の目的を達成することが著しく困難となった場合。

(3) 職員へのハラスマント行為により、この契約を継続することが困難となった場合。

(守秘義務)

第12条 乙及び乙が使用する者は、この契約に係る介護予防支援を行う上で知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も、また、同様とする。

2 乙は、この契約に係る業務を処理する上で知り得た個人情報を本来の目的とするもの以外のものに利用してはならない。

3 乙又は乙が使用する者が秘密を漏らしたために甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(賠償責任)

第13条 乙は、この契約による介護予防支援の実施にあたって、乙の責めに帰すべき事由により甲の身体又は財産に損害を及ぼした場合は、その責任の範囲において損害を賠償しなければならない。

(補則)

第14条 甲と乙は、介護保険法その他の法令の定めるところを遵守し、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとする。

2 この契約に定めのない事項については、双方が誠意を持って協議の上、定めるものとする。この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

(甲)

住 所 和歌山市

氏 名

印

(乙)

住 所 和歌山市平尾2番地1

名 称 社会福祉法人寿敬会

代表者名 理事長 中谷 剛 印